

○葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

令和6年3月28日

条例第12号

葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年葛城市条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）の定めるところによる。

（指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者の要件）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準）

第4条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防支援等基準の定めるところによる。

（記録の整備の特例）

第5条 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画費の額の算定の基礎となる指定介護予防支援等基準第28条第2項各号（指定介護予防支援等基準第32条において準用する場合を含む。）に掲げる記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(指定介護予防支援等基準の規定の引用に関する経過措置)
- 2 第 4 条の規定の適用に関する経過措置は、指定介護予防支援等基準の附則及び指定介護
予防支援等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。